

宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務企画提案競技説明書

平成31年4月17日
宮崎県総務部
危機管理局危機管理課

1 業務の目的

本県において平成25年2月に公表した「津波浸水想定」や、同年4月に公表した「最大クラスにおける地震動に関する想定」及び、同年10月に公表した「南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定」などの基礎となる同年9月にまとめた「宮崎県地震・津波被害想定業務委託報告書」における地震動と津波による被害の想定結果を最新のものに更新し、「新・宮崎県地震減災計画」の改訂並びに今後の地震防災対策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 企画提案競技に付する事項

(1) 業務名

宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務

(2) 業務内容

別添、「宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務特記仕様書」(以下「仕様書」という。)第6条に記載のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成32年3月25日まで

(4) 提案上限額

30,278千円(消費税及び地方消費税10%相当額を含む)

(5) 元号の読替えについて

本業務に関する元号表記については、本年5月1日以降は新元号に読み替えるものとし、旧元号により表記された期日については、その法律上の効果は変わらないものとする。

3 契約に関する事項

別添、契約書案に記載のとおり

4 企画提案競技事前説明会

(1) 日時：平成31年5月9日(木)午後2時から

(2) 場所：宮崎県災害対策本部総合対策部室(宮崎県庁1号館5階)

(3) 備考：この説明会の参加は任意とする。

5 企画提案競技に参加する者に必要な資格及び要件

別添、参加資格のとおり

6 参加資格審査申請書の提出

本業務の企画提案競技に参加する者は、次により参加資格審査申請書を提出すること。

(1) 提出期限：平成31年5月17日(金)午後5時必着

(2) 提出場所：宮崎県総務部危機管理局危機管理課

郵便番号880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号(宮崎県庁1号館5階)

電話番号0985-26-7949

(3) 提出方法：直接持参または送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により送付提出すること)

(4) 提出書類

次の各号の様式及び各様式に附帯する資料一式を提出すること。

ア 「宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務企画提案競技参加資格審査申請書」(様式1)

イ 「申請者概要書」(様式2)

ウ 「過去に受注・実施した同種又は類似の業務実績」(様式3)

エ 「配置予定技術者に関する事項」(様式4)

オ 「使用印鑑届出書」(様式5)

カ 代理人を選定した場合にあつては「委任状」(様式6)

(5) 参加資格の審査に関する質問及び回答

企画提案競技に参加する者に必要な資格に関し、質問がある場合は次により行うこと。

ア 質問受付期限

平成31年5月16日(木)午後5時まで

イ 質問書提出方法

電子メールで提出

アドレス：kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp

但し、質問書をメール送信した旨を速やかに電話で確認すること。

ウ 様式

任意様式

エ 質問に対する回答方法

質問者へ個別に電子メールにて回答する。但し、参加者全員へ影響する質問や回答内容である場合は、宮崎県庁ホームページにて掲載する。

オ その他

質問受付期限を過ぎての質問や電子メール以外の方法での質問に対しては一切回答しない。

7 参加資格の確認

上記6により提出された書面審査の結果、本業務を実施することができると認められた者を、本企画提案競技に参加する資格を有する者(以下「企画提案競技参加者」という。)とする。なお、提出した書類について、説明や追加の資料請求がある際は真摯に応じなければならないものとする。

(1) 資格審査結果の通知

申請者に対し電子メールにより通知を行う。

(2) 非認定理由に関する事項

前項(1)により非認定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に、書面(様式任意)により宮崎県危機管理課長に対し、非認定理由について説明を求めることができる。

(3) 非認定理由の説明に関する事項

宮崎県危機管理課長は、前項(2)の非認定理由の説明を求められたときは、書面を受理した翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に書面により回答する。

(4) 非認定理由の説明に関する受付

ア 受付場所：宮崎県総務部危機管理局危機管理課

郵便番号 880 - 8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号(宮崎県庁1号館5階)

電話番号 0985 - 26 - 7949

イ 受付時間：午前9時から午後5時まで

8 参加資格の喪失

最優秀提案者の選定までに上記5の資格要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載が判明した場合は参加資格を失うものとする。

9 企画提案競技に関する質問及び回答

本企画提案競技に関し質問がある場合は、次により提出するものとする。

(1) 質問受付期限

平成31年6月3日(月)午後5時まで

(2) 質問書提出方法

電子メールで提出

アドレス：kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp

但し、質問書をメール送信した旨を速やかに電話で確認すること。

(3) 質問書様式

任意様式

(4) 質問に対する回答方法

質問者へ個別に電子メールにて回答する。但し、参加者全員へ影響する質問や回

答内容である場合は、宮崎県庁ホームページにて掲載する。

(5) その他

質問受付期限を過ぎての質問や電子メール以外の方法での質問に対しては一切回答しない。

10 企画提案書等の提出

企画提案競技参加者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限：平成31年6月4日(火)午後5時必着

(2) 提出場所：宮崎県総務部危機管理局危機管理課

郵便番号880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号(宮崎県庁1号館5階)

電話番号0985-26-7949

(3) 提出方法：直接持参または送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により送付提出すること)

(4) 提出部数

企画提案書：正本1部、副本6部

価格提案書：(様式7号)1部

(5) 提案書の記載要領

別添、「宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務に関する企画提案書作成要領」のとおり。

11 予定事業者の選定方法

選定方法は、別に定める「宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務企画提案選定委員会(以下「選定委員会」という)」が、企画提案書等の内容及び提案者が行うプレゼンテーションを総合的に評価して選定を行う。

(1) プレゼンテーション

ア 内容

上記10にて提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを実施する。

イ 実施場所

宮崎県災害対策本部会議室(宮崎県庁1号館4階)

ウ 実施日時

平成31年6月6日(木)午後2時から実施予定

エ 配分時間

各者30分以内

プレゼンテーションの順番については企画提案書の提出順とする。

オ 説明者

実施場所への入場は説明者1名、補助者2名以内の計3名以内とする。

なお、説明者は当該業務の配置予定担当技術者若しくは管理技術者とする。

カ 選定結果

参加者に対し、書面により結果を通知する。

キ その他

映像プレゼンテーションを行う場合は6月4日(火)までに申し出るものとし、使用するパソコンは参加者が準備すること。なお、プロジェクターやスクリーンは宮崎県危機管理課にて準備する。

(2) 審査評価基準

審査に関しては、別途定める「評価基準票」により審査する。

(3) 非選定理由に関する事項

11の(1)の力により非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に、書面(様式任意)により宮崎県危機管理課長に対し非選定理由について説明を求めることができる。

(4) 非選定理由の説明に関する事項

宮崎県危機管理課長は、前項(2)の非選定理由の説明を求められたときは、書面を受理した翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に書面により回答する。

(5) 非選定理由の説明に関する受付

ア 受付場所：宮崎県総務部危機管理局危機管理課

郵便番号880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号(宮崎県庁1号館5階)

電話番号0985-26-7949

イ 受付時間：午前9時から午後5時まで

12 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提出期限までに参加資格審査申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (3) 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき。
- (4) 同一人が2件以上の提案をしたとき。
- (5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (6) 同一人が2名以上の代理人をしたとき。
- (7) 提案に対して連合その他の不正の行為があったとき。
- (8) 見積書の金額や氏名のほか、印影又は重要な文字の誤脱をしたとき。
- (9) 企画提案書に虚偽があったとき。
- (10) その他、企画提案競技に関する条件に違反したとき。

13 事業者の決定

予定事業者と契約条件を確認の上、予算の範囲内で業務契約を締結する。

14 苦情申立

本説明書に基づく手続きが政府調達に関する協定に違反すると考える場合は、「政府調達に関する苦情の処理手続き等に関する要綱」(宮崎県会計管理局会計課)により、宮崎県政府調達苦情検討委員会に対して苦情の申し立てをすることができる。

15 その他

- (1) 企画提案競技及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案に必要な費用は各提案者の負担とする。
- (3) 提出された参加資格審査申請書及び企画提案書は返還しない。
- (4) 提出された参加資格審査申請書及び企画提案書は本競技のみに使用し、目的外の使用は一切行わない。
- (5) 提出期限以降における参加資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は一切認めない。
- (6) 参加資格審査申請書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加資格審査申請書又は企画提案書を無効とするとともに、必要に応じて虚偽の記載をした者に対して指名停止処分を行う。
- (7) この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)及び物品又は特定役務の調達手段の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)による。

16 企画提案競技及び契約の手続事務を担当する部局等

宮崎県総務部危機管理局危機管理課

郵便番号880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号(宮崎県庁1号館5階)

電話番号0985-26-7949